

令和7年第7回京田辺市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年7月16日（水）午前10時00分 開会
午前10時50分 閉会
場 所 京田辺市役所3階305会議室

会議日程

日程第1 教育行政報告
日程第2 議案第38号 京田辺市留守家庭児童会の民間委託について
日程第3 議案第39号 令和7年度京田辺市立学校健康管理医の委嘱
について

出席者

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原	孝章
委員	上村	真代
委員	伊東	明子
委員	藤井	直

（事務局出席職員）

教育部長	櫛田	浩子
教育指導監	片山	義弘
教育部副部長	古谷	隆之
教育総務室担当課長	平岡	孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	南部	智彦
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	早田	陽輔
社会教育課担当課長	七五三	和広

（事務局書記職員氏名）

教育総務室総務係長	志場	吉洋
教育総務室再任用主査	鈴木	勝浩

会議の要旨

○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

○日程第1 教育行政報告

[報告]

前回の会議以降の教育行政関係行事及び議会審議状況について資料配付により報告。

[質疑]

(藤原委員)

議会報告の資料P. 2の体育館等への空調設備導入の件について、電気方式、都市ガス方式、LPガス方式の3方式についての話が出ているが、教育委員会での議論の際にこの話が出なかったのはなぜか。また、LPガス方式を2校で採用しているが、なぜ全校に導入しなかったのか。

(事務局)

方式によって空調設備の能力等が変わるということはなく、庁内での検討において、災害時に学校体育館が避難所として使われるため、災害時のリスクヘッジも必要であるという意見があった。ランニングコストとしては電気が一番安価であるが、災害時の避難所運営の観点からも検討した結果、2校においてLPガス方式を採用することとなった。LPガス方式はガス貯蔵タンクにガス補充車が比較的安全に寄りつくことができる必要があり、田辺東小学校と三山木小学校が条件を満たすことから2校についてはLPガス方式とし、他の学校はコスト的に有利な電気方式を採用した。

(藤原委員)

災害時には、この2校が優先的に避難所となるのか。

(事務局)

全ての小学校は避難所として指定されており、災害時には避難所として開設され、2校が優先的に開設されるものではない。LPガス方式であれば、停電時でもガスが補充できれば空調設備を使用できるため、全ての学校を電気方式にするよりも、災害時における市全体としてのリスクヘッジになるものとする。

○日程第2 議案第38号「京田辺市留守家庭児童会の民間委託について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

資料P. 14の「9児童や保護者への説明」について、各学校で個別に実施するのか、それとも一斉説明会として実施するのか伺いたい。

(事務局)

正式には決定していないが、一斉説明会を想定している。

(伊東委員)

資料P. 9の「4各施設の現状」について、学校施設を借りている留守家庭児童会については「専用施設の整備が必要」と記載されているが、速やかに実施していく必要があると考える。資料P. 16の「10全体スケジュール」について、整備の目処が立っているのか伺いたい。

(事務局)

学校施設を借りている田辺、草内、三山木については、できるところから進めていきたいと考えている。田辺については専用施設の建設を検討しており、必要な用地を取得しながら進めていきたい。三山木については、プールの跡地の活用を考えているが、学校のグラウンドが手狭ということもあり、バランスを考えながら検討したい。草内については、まだ具体的な検討まで至っていない状況である。

(教育長)

資料P. 9の「4各施設の現状」について、待機児童数は5月1日現在の人数であるが、7月1日から桃園小学校で1クラス増設している。6月末日あるいは7月1日の待機児童数は、どのような状況となっているのか伺いたい。

(事務局)

6月の待機児童数となるが、田辺東が0、田辺が13、草内が0、大住が7、桃園が23、薪が5、三山木が27、松井ヶ丘が0である。7月は手元に資料がないが、桃園は0、三山木は半分ぐらいまで減っている。

(教育長)

田辺の13や大住の7について、どのように対応していくのか伺いたい。

(事務局)

支援員が確保できれば順次クラスを開設し、待機児童を解消していきたいが、待機の原因が施設の問題である田辺等は、新たに留守家庭児童会を運営していただける民間事業者がないか等の調査を行っていきたい。

(教育長)

薪について、備考欄に「専用施設4、別途専用施設4クラスあり」とあるが、どういう意味なのか。また、松井ヶ丘については民間委託を行っているが、備考欄に記載する事項はないのか。

(事務局)

薪については、昨年度に専用施設を新設しており、使用していない旧専用施設が4クラスあるという記載である。松井ヶ丘については、ほぼ待機児童が0で、特に専用施設の整備が必要という状況ではないため、備考欄への記載をしていない。

(教育長)

待機児童の発生原因として、施設が確保できない場合と、支援員が確保できない場合の2つがある。年度当初の待機児童については、桃園は解消し、三山木は支援員が確保でき次第、開設していくこととなるが、三山木地域では10月から11月頃に民間の留守家庭児童会が開設される見込みであり、一定の待機児童数の減少にはつながると思われる。支援員の確保を目的として民間委託する部分もあるが、施設が確保できなければ、民間に委託しても待機児童は減らせない。施設の確保については今後も継続してしっかりと検討していかなければならず、年度途中に発生する待機児童への対応もあるが、どのように考えているのか伺いたい。

(事務局)

待機児童は民間委託で解消できる部分もあるが、田辺のように専用施設が不足しているため待機となるケースもある。他市の事例等も参考にしながら、あらゆる面から待機児童を解消するための取組を進めていきたい。

(藤井委員)

公立の施設を民間委託するのは世の流れであるが、民間委託で様々な課題が解決するという印象を与えることにより、これまで京田辺市が頑張ってきた取組は良くなかったという印象とならないように、丁寧に説明していただきたい。施設面の課題と職員確保の課題は大きいですが、他市町村で突然民間委託を打ち出されたことにより、現場の職員に非常に大きな動揺が走ったという事象もある。民間委託により全てが解決する訳ではないので、今まで京田辺市が頑張ってきた取組を民間委託につないでいくという流れを、保護者や現場の職員に対して丁寧に説明し、理解を得るための努力をお願いしたい。

(事務局)

今までも市として様々な人材確保の取組を行ってきたが、民間委託により民間の多様な人材確保策で安定的な運営ができ、市職員の再配置ができるという部分で待機児童の解消、保護者ニーズに応えることができるようになるというメリットを保護者にしっかりと伝えていきたい。また、民間委託により運営が変

化するのではという不安が保護者にあるかと思うが、基本的な運営内容については変わらないよう民間事業者への引き継ぎをしっかりと行い、運営について差が出ないように、民間事業者と連携をしっかりとって進めていくということを、保護者への説明会や民間事業者の職員への説明で行っていききたい。

(藤井委員)

プロポーザル方式で地域に根ざしていない事業者に委託するとなれば、これまでとは変化が大きくなり、保護者や地域に不安を与えかねないことを考えると、地域性や均質性を確保できるよう、プロポーザルの評価項目を精査しておく必要がある。そのためにも、京田辺市が事業の管理運営の責任を持ち、管理体制やチェック体制を構築しておかなければ、委託先に全部丸投げという印象となってしまう。今後の運営上の話であり、継続性を持って管理側と運営側の連携をしっかりとっていく必要があるため、一斉説明会ではなく地域ごとに詳細な個別説明を行った方が良いのではないか。

(事務局)

プロポーザルの評価項目については、地域の意見を取り入れる予定であるが、保護者との連携や信頼関係の構築といった項目も加えて、市が主体となって進めていけるかを確認しながら検討していききたいと考える。また、説明会は地域ごとの実施が良いのではないかというご意見については、できる限り各地域の意見を聞きながら、しっかりと説明ができるような体制を検討していききたいと考える。

(上村委員)

資料P. 10の「6他団体の状況(令和7年度)」について、おやつを提供や宅配弁当、午後7時までの保育等について記載されているが、民間委託にあたりこれらのサービスや保護者のニーズを検討していくという意味で記載されているのか。

(事務局)

おやつを提供、宅配弁当、保育時間の延長は民間事業者だから対応できることもあるかと考えるが、他の自治体で導入されている事例もあるので、サービスに差が出ないように考えながら、説明会においても保護者のニーズ調査をしながら必要なサービスを検討していききたい。また、現在、松井ヶ丘は留守家庭児童会を委託しているが、延長保育と夏休み等長期休暇中の宅配弁当を実施している。おやつについては、ニーズ調査をしながら導入を検討している状況である。

[採 決]

原案どおり可決された。

[会議の非公開]

日程第3については、教育長が議事の内容を踏まえ、会議を非公開とすることについて提案し、委員全員から同意が得られたため、会議を非公開とすることとなった。

○日程第3 議案第39号「令和7年度京田辺市立学校健康管理医の委嘱について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

なし

[採決]

原案どおり可決された。

[会議を非公開とすることの終了宣言]

非公開事件の議事日程が終了したため、教育長が、会議を非公開とすることの終了を宣言した。

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。